

令和元年10月15日

保護者様

丹波篠山市立西紀中学校
校長 伊勢 三十六

インフルエンザの出席停止に係る変更のお知らせ

お子さまが、インフルエンザにかかられた場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。今年度より、インフルエンザにかかり治癒後登校される際には、医師に記入していただく「登校許可書」ではなく、保護者の方で記入していただく「インフルエンザ用登校届」を提出していただくこととなります。

インフルエンザにかかられましたら、まずは学校へご連絡ください。また、医療機関で発行される「り患証明証」もしくは下段の基準を参考に、下の「インフルエンザ用登校届」に保護者の方で必要事項をご記入ください。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、従来通りの医師に記入していただく「登校許可書」をご提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、学校へご連絡ください。

※「インフルエンザ用登校届」については、この用紙を必要に応じてコピーしていただくか、西紀中学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。また、学校にも置いておりますので必要な場合はお申し出ください。

----- キリトリセン -----

インフルエンザ用登校届

丹波篠山市立西紀中学校長 様

年 組 番 氏名

病名 「インフルエンザ 型」と診断されましたが、病状が回復し医療機関と出席停止期間後の登校日を確認しましたので、令和 年 月 日より登校いたします。

※発症日 令和 年 月 日

医療機関名 「 _____ 」

保護者名 _____ 印 _____

※丹波篠山市内の医療機関で発行されている「インフルエンザり患証明証」の提出の必要はありませんが、それを参考にして、この用紙に記入し学校に提出してください。

※「インフルエンザり患証明証」をもらわれていない方は、医療機関へ確認または下記の基準を参考にして、ご記入ください。

～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法施行規則第19条ではインフルエンザの出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となっています。(発症日は含みません)
ご自宅で出席停止期間の基準をご確認のうえ登校してください。

【例】中学生がインフルエンザにかかった場合の最短の出席停止期間

日付	/	/	/	/	/	/	/
日数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日				解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能